自 社 施 工 に つ い て

工事を請負った業者の方が自社により適正に施工することを求めていきます。

対象となる工事	土木一式工事	水道施設工事	舗装工事
対象となる工種	道路、河川、農道、林道、下水道	送水管、配水管、導水管	上層路盤、下層路盤、基層、表層、コンクリート舗装

届出するもの

落札候補者の方は、事後審査書類といっしょに下記のものを契約管財課へ届出てください。

1　技術者等名簿（変更）届出書（自社社員）・・・様式第１号　　※主任技術者及び現場代理人は、入札参加申請書の配置予定技術者等調書に記載したものと同じにしてください。

2　機械等名簿（変更）届出書（自社保有又はリース）・・・様式第２号

※届出の内容が変更となったときは、速やかに変更届出を契約管財課へ提出してください。（届出の様式は同じです。）

自社施工の対象となる金額

請負金額が５００万円未満の工事は、主たる工種を全て自社施工

請負金額が５００万円以上の工事は、主たる工種を自社施工又は、自社施工をし難い場合は、工事全てを自社管理

自社施工の対象外となるもの

1　特殊技術のため自社施工が困難と認められるもの

2　災害等により、適期施工が認められないもの

3　土木一式工事に道路と配水管が含まれている時は、対象工種は道路となるため、道路の主たる工種の側溝工が対象となり、配水管に係る自社施工の対象部分は　対象外となる。

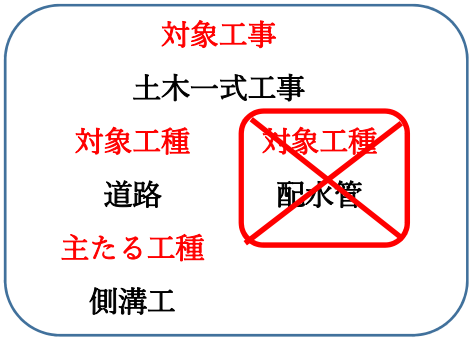

4　土木一式工事の道路のうち、主たるものが側溝工であった場合、それを除くものは対象外である。

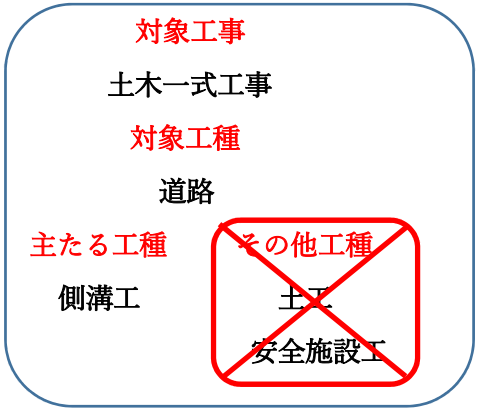

5　土木一式工事の道路のうち、主たるものが擁壁工であった場合、擁壁工のうち型枠工は自社施工よりも下請けの方が効率的であると認められると対象外となる。

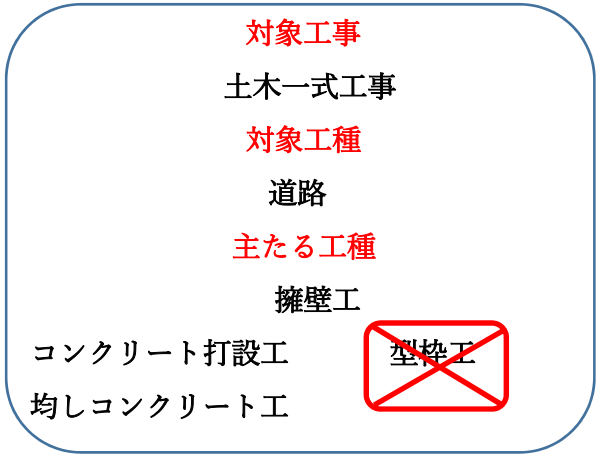

※対象外の工種でも、自社施工が見込まれる時は、自社施工の対象となることがあります。
例：推進工法から開削工法へ変更となり自社施工が見込まれるなど。

対象工事の提示方法　入札公告へ、「対象工事」及び「主たる工種」を記します。

届出書類の確認　届出された書類をもとに、監督員が現地で確認を行います。

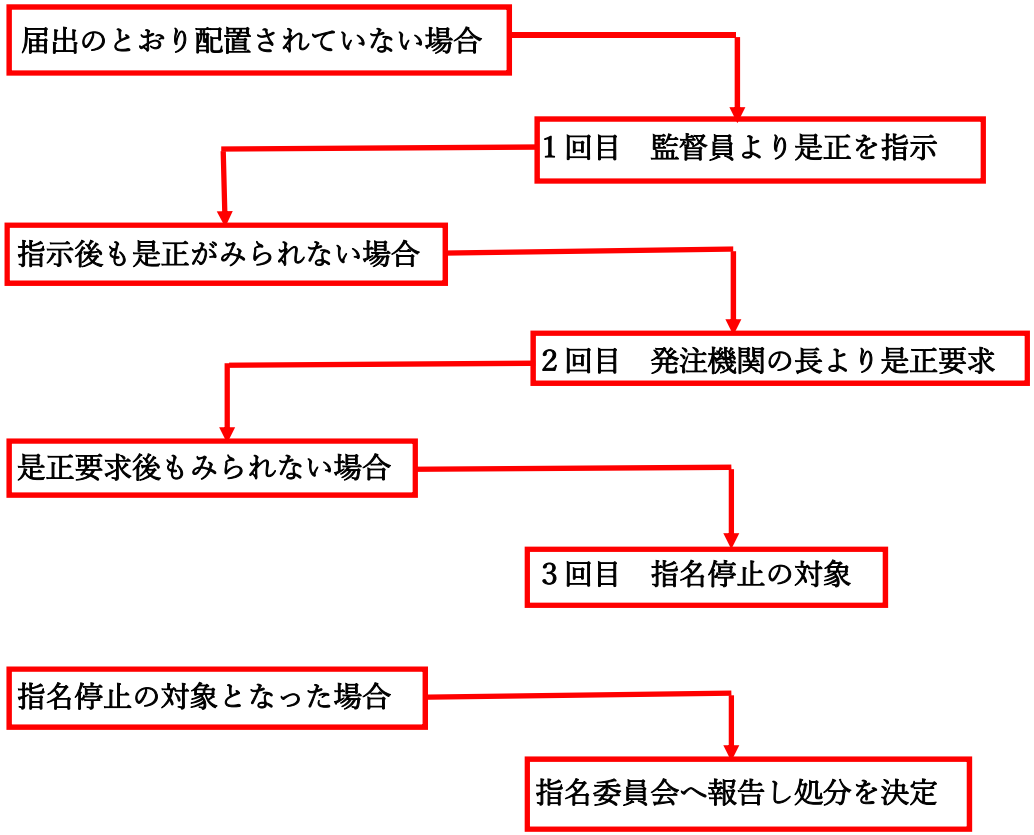

技術者等の兼務	技術者の兼務は、変わりありません。 主任技術者は、当初請負金額 3,500 万円未満なら何件でも可。 1 件で当初請負金額 3,500 万円以上は専任。 現場代理人は、当初請負金額合計 3,500 万円未満又は 3 件以内。 1 件で当初請負金額 3,500 万円以上は兼務できない。